

社会資本整備総合交付金

都市再生整備計画事業 (旧まちづくり交付金)

地域の歴史・文化 自然環境等の特性を生かした個性あるまちづくり



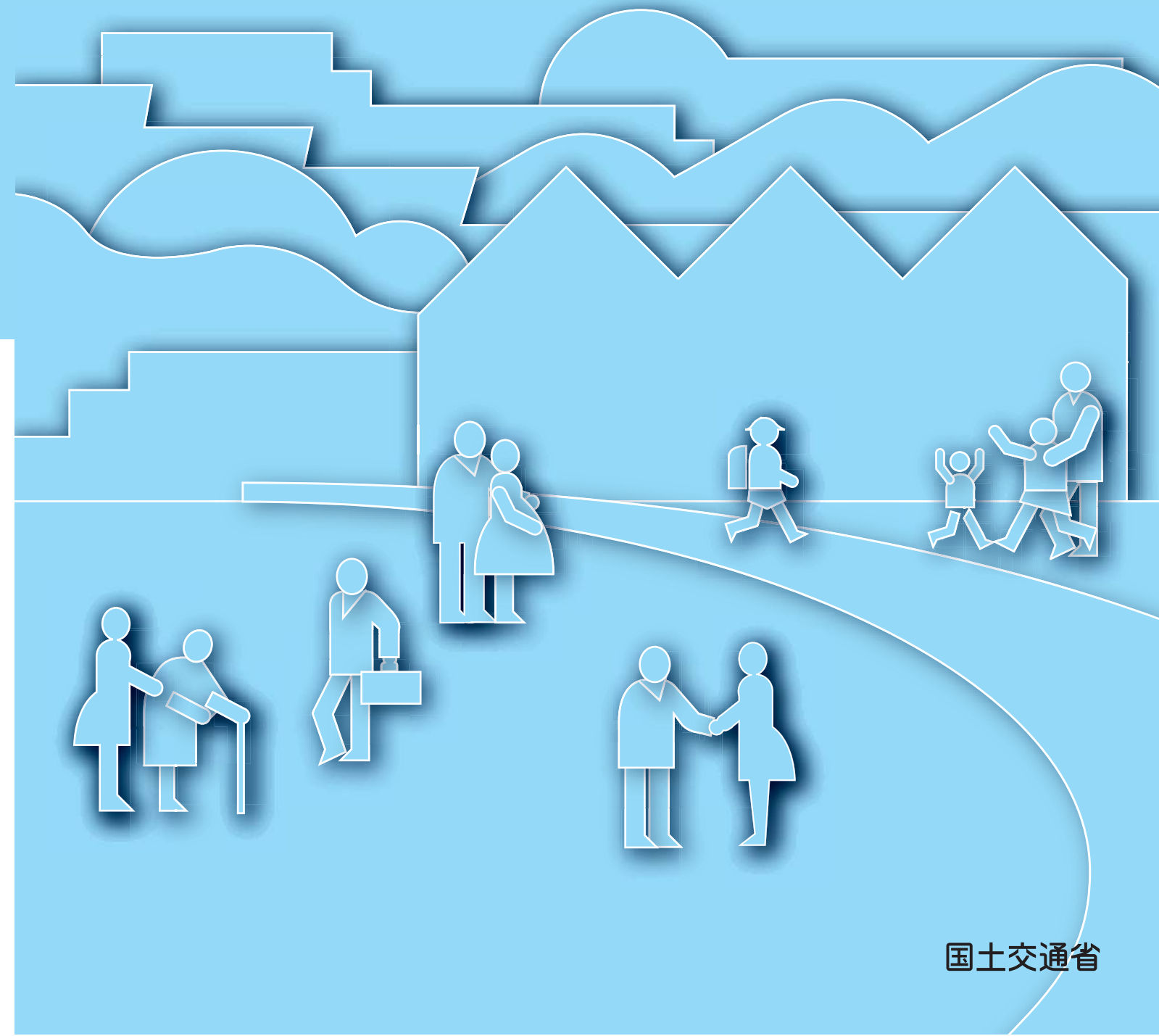
国土交通省

【問い合わせ窓口】

北海道開発局	事業振興部都市住宅課	TEL. 011-709-2311
東北地方整備局	建政部都市・住宅整備課	TEL. 022-225-2171
関東地方整備局	建政部都市整備課	TEL. 048-601-3151
北陸地方整備局	建政部都市・住宅整備課	TEL. 025-280-8880
中部地方整備局	建政部都市整備課	TEL. 052-953-8119
近畿地方整備局	建政部都市整備課	TEL. 06-6942-1141
中国地方整備局	建政部都市・住宅整備課	TEL. 082-221-9231
四国地方整備局	建政部都市・住宅整備課	TEL. 087-851-8061
九州地方整備局	建政部都市・住宅整備課	TEL. 092-471-6331
沖縄総合事務局	開発建設部建設産業・地方整備課	TEL. 098-866-0031

【制度問い合わせ窓口】 国土交通省 都市局 市街地整備課 TEL 03-5253-8111

国土交通省



都市再生整備計画事業とは

■ 目的

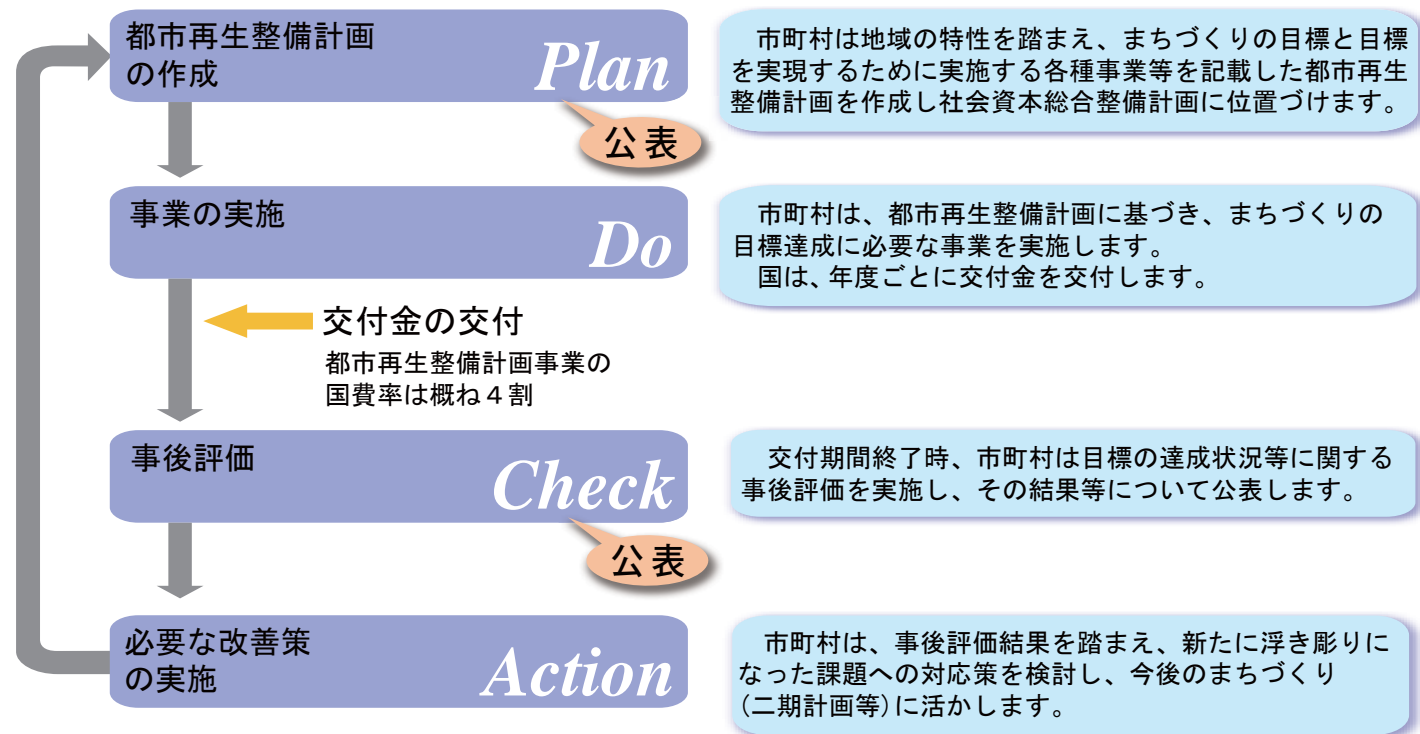
都市再生整備計画事業は、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的としています。

■ 制度の特徴

都市再生整備特別措置法第46条第1項に基づき、市町村が都市再生整備計画を作成し、都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当するために交付金を交付します。

平成16年度に、「まちづくり交付金」制度として創設され、平成22年度からは、社会資本整備総合交付金に統合され、同交付金の基幹事業である都市再生整備計画事業として位置付けられています。

都市再生整備計画事業では、地域が抱える課題やまちづくりのビジョンに基づき、まちづくりの目標や数値指標を達成するために必要な事業を記載した都市再生整備計画を作成（Plan）し、成果を意識しながら事業を実施（Do）し、交付期間終了時に目標の達成度を評価（Check）するとともに、必要な改善点は速やかに改善（Action）するという一連のサイクルを導入しています。



都市再生整備計画
○市町村が、社会資本整備総合交付金の交付を受け、都市再生整備計画事業を実施しようとするときは都市再生整備計画及び社会資本総合整備計画を国土交通大臣に提出する必要があります。
○都市再生整備計画は、まちづくりの目標や計画区域、計画期間、目標を定量化する指標及び事業内容等を記載したものです。
○交付期間は、概ね3～5年となります。

都市再生整備計画の評価
○都市再生整備計画の評価には、「事前評価」「モニタリング」「事後評価」があります。
○事前評価では、計画の妥当性、効率性、実現可能性を確認します。
○事後評価では、目標の達成状況等を確認し、今後のまちづくりの方策等を明らかにします。

社会資本整備総合交付金とは

■ 目的

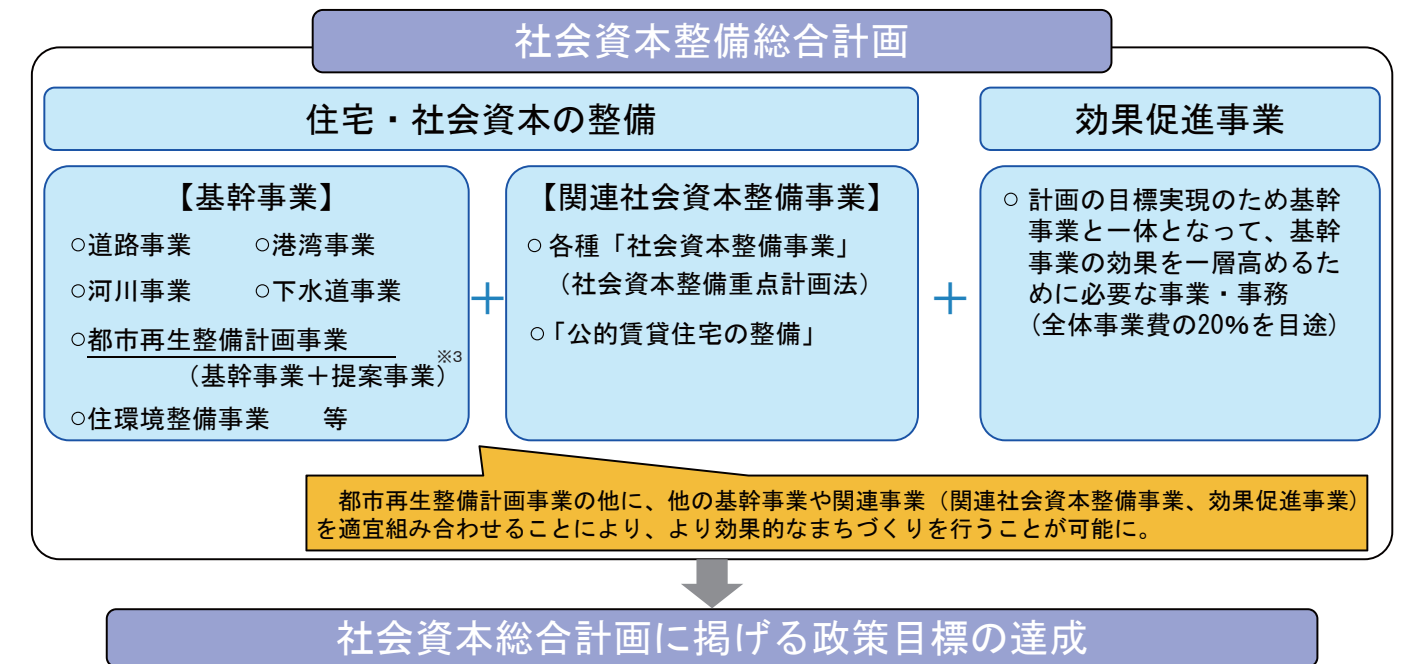
社会資本整備総合交付金は、地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的としています。

■ 概要

地方公共団体が社会資本総合整備計画を作成し、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に支援します。

社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度創設されました。

交付対象事業として基幹事業・関連事業^{※1}があり、都市再生整備計画事業は基幹事業の一つとなっています。



※1 基幹事業…社会資本総合整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業（道路事業、公園事業、河川事業等）。

※2 関連事業…社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施する次に掲げる事業等。

○関連社会資本整備事業
社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法第2条第2項各号に掲げる事業及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条第1項に規定する公的賃貸住宅の整備に関する事業。

○効果促進事業
社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等。

※3 都市再生整備計画事業における
基幹事業・提案事業…基幹事業とは道路、公園、下水道、地域交流センターなどまちの基幹となる施設等の整備に関する事業。提案事業とは社会実験、まちづくり活動など市町村の提案に基づく事業。

都市再生整備計画事業で実現できる個性あふれるまちづくり

活力と魅力にあふれ、暮らす人にも訪れる人にも
快適なまちづくりを応援します。

都市再生整備計画事業では、市町村が目標や指標について自由に設定し、
目標達成のために各種事業を実施することができます。

にぎわいと活力のあるまちづくり

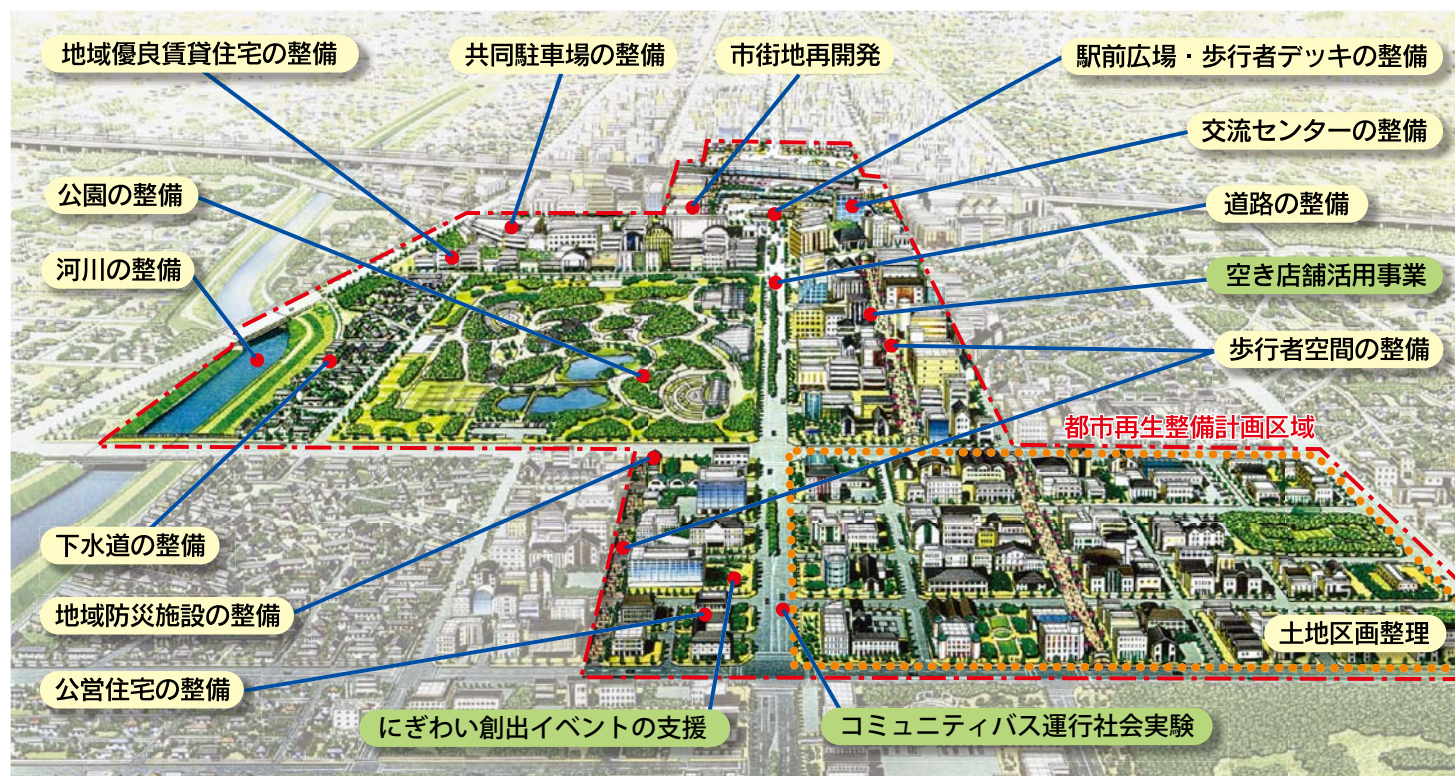
目標例：中心市街地におけるにぎわい再生
指標例：地区への来街者数[人/年]、新店舗設立
従業者数[人] 等

事業例

- モール化
(歩行者ネットワーク軸)の整備
- 多目的広場の整備
- にぎわい創出イベントの
支援 等



〈まちづくりのイメージ〉



観光資源を活かしたまちづくり

目標例：観光、交流、地域連携による地域づくり
指標例：宿泊者数[人/年]、地域来訪者[人/年] 等

事業例

- 観光交流センターの整備
- 観光ボランティアガイド
の充実支援 等



公共交通を活かしたまちづくり

目標例：交通網、交通結節点の整備改善による利便性
の向上

指標例：交通混雑度、乗換所要時間[分] 等

事業例

- 街路事業・道路事業
- 駅前広場・歩行者デッキ・
自由通路の整備
- パークアンドライド駐車場の
整備 等



少子・高齢化に対応したまちづくり

目標例：誰もが安心・快適に暮らせる生活環境の創出
指標例：満足度[%]、バリアフリー化率[%] 等

事業例

- 子育て世代活動支援センター
の整備
- 歩行空間のバリアフリー化
- 地域優良賃貸住宅の整備
等



安全・安心のまちづくり

目標例：地域の防災性・安全性の向上
指標例：耐震化率[%] 等

事業例

- 防災広場の整備
- 避難路の整備
- 防災マップ作成等の防災活動
の支援
- 防犯灯の整備 等



環境に配慮したまちづくり

目標例：水、緑の活用による環境負荷の低減
指標例：緑被率[%] 等

事業例

- 公園の整備
- 下水道の整備
- 市民花壇等による歩道修景
等



歴史・文化を活かしたまちづくり

目標例：歴史・文化資源の保全・活用による魅力の向上
指標例：地区への来街者数[人/年] 等

事業例

- 歴史的景観の整備
- 歴史的建造物を活用した
各種交流施設整備
- 電線類の地中化 等



アメニティ向上を目指したまちづくり

目標例：自然環境や地域資源を活かした魅力の向上
指標例：住民満足度[%] 等

事業例

- 道路の高質化
- 休憩施設の整備
- せせらぎ整備 等

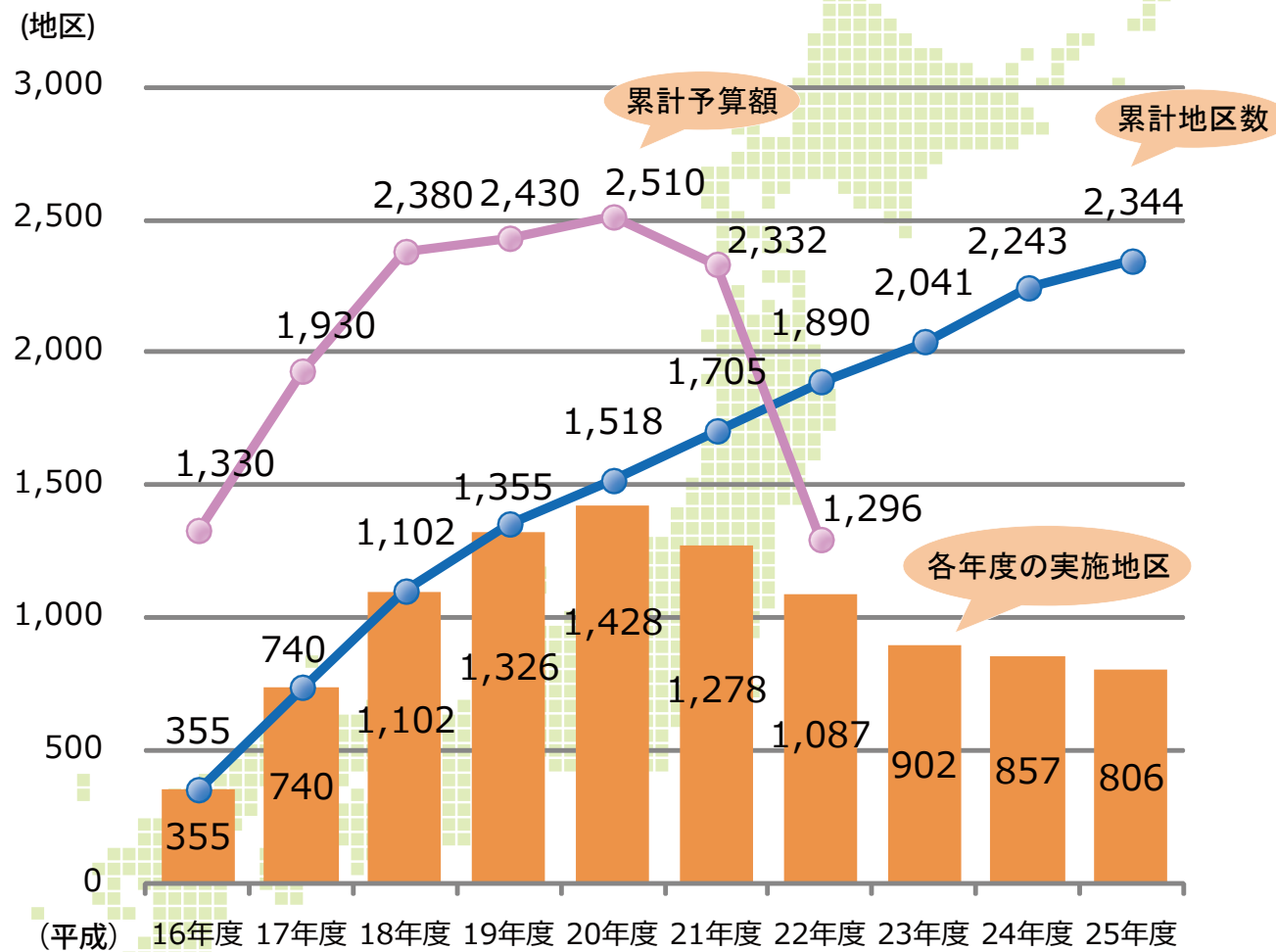


※目標及びその達成のための事業(交流センターの整備・市街地再開発など)は例示です。

都市再生整備計画事業の活用状況

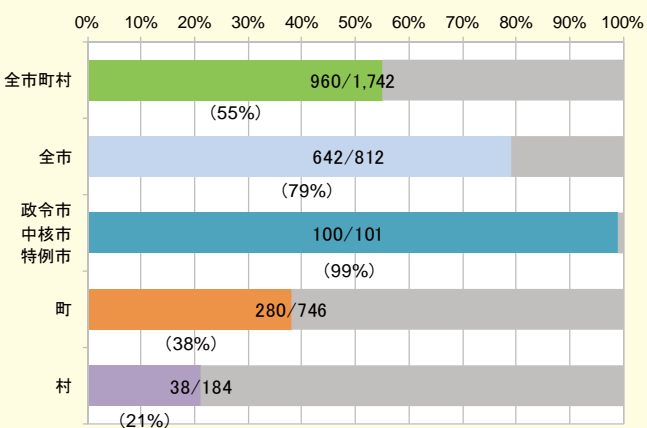
平成16年度のまちづくり交付金制度創設以来、全国の半数以上の市町村で活用。活用地区数は2,000以上に。

都市再生整備計画の地区数と予算額の推移



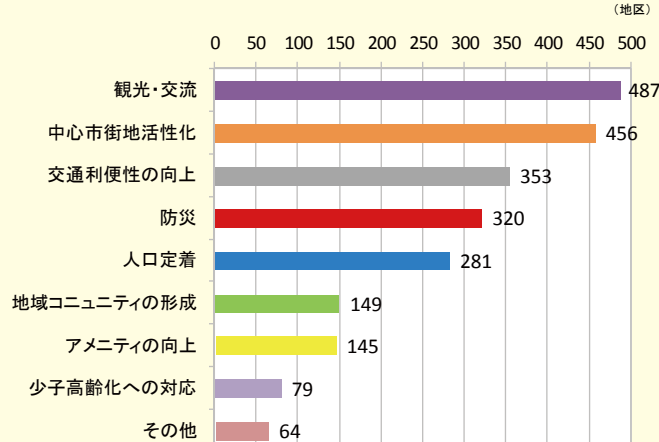
* 予算額は各年度の当初予算額
 平成23年度は、社会資本整備総合交付金（1.75兆円）の内数
 平成24年度は、社会資本整備総合交付金（1.44兆円）の内数
 地域自主戦略交付金（0.68兆円）の内数
 平成25年度は、社会資本整備総合交付金（0.9兆円）の内数
 * 市区町村数は、H25.4.1時点の市区町村（全国1,719市町村+東京23区）を母数とした集計

市町村別実施割合



※グラフの数字は、(延べ実施市町村数) / (項目に該当する全自治体数) を示す。市には特別区を含む

まちづくりの主たる目標



「対象：平成25年度までの延べ実施地区数2,344地区」

提案事業の活用事例

平成16年度の制度創設以来、地域の創意工夫を活かした様々な提案事業が行われてきました。ここでは、その取り組みの一部をご紹介します。

にぎわいと活力のあるまちづくり



長野灯明祭り

長野県長野市「善光寺表参道地区」
 まちなかににぎわいと活力を創出するため、長野の特色を活かしたライトアップや演奏会等のイベントを開催しました。

観光資源を活かしたまちづくり



むし湯温泉整備事業

大分県別府市「鉄輪温泉地区」
 市民や観光客の交流を進めることにより賑わいを再生するため、老朽化が進む公営温泉（むし湯温泉）を再整備しました。

少子・高齢化に対応したまちづくり



児童館の整備

長野県佐久市「浅科地区」
 子どもたちの健全育成を図るため、安心して学習・交流するための施設として、児童館を整備しました。

公共交通を活かしたまちづくり



コミュニティバス運行社会実験

愛知県豊田市「豊田市駅周辺地区」
 駅を中心とした公共交通機関の機能強化を図るため、コミュニティバス運行の社会実験を行っています。

基幹事業との一体的な実施による効果的なまちづくり

まちづくりの目標を達成するためには、基幹事業だけではなく、地域の実情に応じた多様な事業を効果的に実施することが重要です。
 都市再生整備計画の提案事業では、市町村が自主性・裁量性を発揮し、地域の創意工夫を活かした事業の実施が可能です。

アメニティ向上を目指したまちづくり



オープンカフェ事業

広島県広島市「広島都心地区」
 河岸緑地でのオープンカフェの実施や水辺の演出照明等により、水辺の賑わいづくり、都市の魅力づくりを進めています。

安全・安心のまちづくり



防犯パトロールの実施

東京都町田市「町田駅周辺地区」
 街なかで安心して時間を過ごすことができるようにするため、防犯パトロールを実施しています。

環境に配慮したまちづくり



風力発電施設の整備

高知県梶原町「梶原地区」
 環境にやさしく、自然と共生のできるまちのシンボルとして、風力発電システムを整備しました。

歴史・文化を活かしたまちづくり



歴史的まちなみの保全

愛知県犬山市「犬山城下町地区」
 地区内の住民との協働や、市民活動団体の育成を通じ、歴史資産を活かしたまちづくりを総合的に推進しています。

都市再生整備計画事業の交付対象事業について

市町村が都市再生整備計画事業を位置づけた社会資本整備総合交付金の交付を受けるためには、都市再生整備計画を位置づけた社会資本総合整備計画を作成し、国土交通大臣に提出することが必要です。

都市再生整備計画には、基幹事業・提案事業の2つの事業を位置づけることができます。都市再生整備計画の計画期間は、概ね3～5年です。その後も継続して事業を行う場合には、第2期の計画を作成することが可能です。

※個別事業の詳細につきましては、「社会資本整備総合交付金交付要綱」をご参照ください。

交付対象

市町村または協議会が実施する以下の事業

	対象事業名	対象施設等
基幹事業	道路	
	公園	
	古都及び緑地保全事業	
	河川	
	下水道	
	駐車場有効利用システム	
	地域生活基盤施設	緑地、広場、駐車場（共同駐車場含む）、自転車駐車場 荷物共同集配施設、公開空地（屋内空間も含む） 情報版、地域防災施設、人工地盤
	高質空間形成施設	緑化施設等、電線類地下埋設施設、電柱電線類施設 地域冷暖房施設、歩行支援施設・障害者誘導施設等
	高次都市施設	地域交流センター、観光交流センター まちおこしセンター、子育て世代活動支援センター 複合交通センター
	地方都市リノベーション推進施設	医療施設、社会福祉施設 子育て支援施設、教育文化施設、商業施設
	生活拠点施設	医療施設、商業施設、地域交流センター
	既存建造物活用事業	
	土地区画整理事業	
	市街地再開発事業	
	住宅街区整備事業	
	バリアフリー環境整備促進事業	
	優良建築物等整備事業	
	住宅市街地総合整備事業	
	街なみ環境整備事業	
	住宅地区改良事業等	
都心共同住宅供給事業		
公営住宅等整備	公営住宅、地域優良賃貸住宅	
都市再生住宅等整備		
防災街区整備事業		
提案事業	事業活用調査	
	まちづくり活動推進事業	
	地域創造支援事業	市町村の提案に基づく調査・事業

※都市再生整備計画に位置づける事業は基幹事業のみでも可能。ただし提案事業のみでは不可。

※市町村以外の者（NPO法人等）が市町村から、その経費の一部に対して補助を受けて実施すること（間接交付）も可。（一部事業を除く）

※地方都市リノベーション推進施設及び生活拠点施設は地方都市リノベーション事業においてのみ交付対象となる事業。

※地方都市リノベーション事業では、提案事業は実施できません。

都市再生整備計画事業の国費率について

都市再生整備計画に位置づけられた事業の実施に必要な事業の概ね 4割 を交付します。

国費率の算定方法

① 交付対象事業費(A+B)の

i) 40% または ii) 45%

[ii) は国として特に推進すべき施策に関連する一定の要件を満たす地区 ※1 の場合]

② 基幹事業(A)の

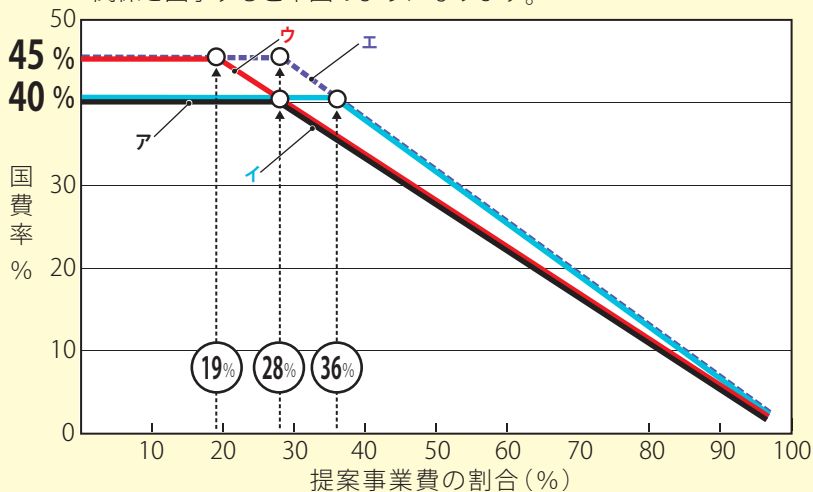
a) 10/9 の1/2 または b) 10/8 の1/2

[b) は認定中心市街地活性化基本計画に関する一定の要件を満たす地区 ※2 の場合]

①、②のいずれか少ない金額となる率が国費率となります。

交付対象事業費に占める提案事業費割合と国費率の関係

上記により交付対象事業費に占める提案事業費の割合と国費率の関係を図示すると下図のようになります。



ア 通常の地区の場合 i) または a)

イ 認定中心市街地活性化基本計画に関する一定の要件を満たす地区 ※2 の場合 i) または b)

ウ 国として特に推進すべき施策に関連する一定の要件を満たす地区 ※1 の場合 i) または a)

エ イ、ウ両方の要件を満たす地区の場合 ii) または b)

例) i) 式 = a) 式となる場合の
基幹事業 A : 提案事業 B = 72% : 28%

※1 国として特に推進すべき施策への支援の強化

都市再生整備計画の区域及び事業に関する一定の要件を満たすことが必要です。

【区域に関する要件（都市再生整備計画の区域が以下の区域に含まれている）】

- 都市再生緊急整備地域の区域
- 認定中心市街地活性化基本計画の区域
- 認定歴史的風致維持向上計画の区域
- 低炭素まちづくり計画の区域

このほか事業に関する要件があります。詳細は「社会資本整備総合交付金交付要綱」をご参照ください。

※2 中心市街地活性化に関連する地区における提案事業への支援の拡充

- 都市再生整備計画区域と認定中心市街地活性化基本計画の計画区域の重複する部分が、いずれかの区域の概ね **3分の2以上** であり、かつ、商業、業務及び居住等の都市機能が相当程度集積し、認定基本計画に位置づけられた主要な事業等が存する一団の土地の区域を含むこと。
- 主たる提案事業が、認定中心市街地活性化基本計画に位置づけられていること。

地方都市リノベーション事業については、上記にかかわらず国費率は原則50%です。

但し、提案事業は交付の対象外となります。